(二)　支援基準

環境大臣は、機構が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めるものとすることとし、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならないこととした。（第三六条の二四関係）

(三)　支援決定

機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならず、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。（第三六条の二五関係）

6　国の援助等

環境大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととし、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第三六条の二八関係）

7　財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を環境大臣に提出して、その認可を受けなければならないこととし、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととしたほか、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができること等とした。（第三六条の三〇～第三六条の三三関係）

8　監督

機構は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとし、環境大臣は、３の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこと等とした。（第三六条の三四～第三六条の三七関係）

9　解散等

機構は、５の(一)に掲げる業務の完了により解散することとした。（第三六条の三八関係）

10　罰則

罰則について、所要の規定を整備することとした。（第六六条～第七〇条、第七四条及び第七六条関係）

11　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

国立国会図書館法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年六月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十七号

国立国会図書館法等の一部を改正する法律

（国立国会図書館法の一部改正）

第一条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であって、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものであって、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄